

令和3年9月29日（水）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、有限会社ライフマリン（所在地 山口県下関市）に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 横浜海事記者クラブ
竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

総務部契約課長

ナカムラ ヒロシ

中村 宏 （内線2511）

総務部契約課課長補佐

ナカヤマ ヒロコ

中山 洋子 （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

○総務部契約管理官

タゲチ ムネ

田口 由美子 （内線5880）

○総務部経理調達課長

イワタニ トモヒコ

磯谷 智彦 （内線5870）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
有限会社ライフマリン	山口県下関市伊崎町1-6-2

2. 指名停止措置期間

令和3年9月29日から令和4年5月28日まで（8ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の代表取締役は、九州地方整備局関門航路事務所発注の業務を巡り、同社が業務を受注できるよう便宜を求める見返りとして職員に対して令和2年11月から令和3年3月頃、賄賂を贈ったとして令和3年8月23日に福岡地検小倉支部に書類送検され、同年9月10日贈賄罪で起訴された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の代表取締役が、贈賄罪で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第2号（贈賄）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第2号>

措置要件	期間
(贈賄) 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の職員以外の国土交通省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 <u>イ 代表役員等</u> ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から <u>4ヵ月以上12ヵ月以内</u> 2ヵ月以上 6ヵ月以内 1ヵ月以上 3ヵ月以内